

### (利用者の普遍化への対応)

- 近年の保育所利用の普遍化・一般化、高齢者介護や障害児・障害者福祉分野における改革動向を踏まえると、新たな次世代育成支援システムの一環として、市町村が自らあるいは委託という形で行う現行の仕組みを見直し、子の育ちに関する市町村の責任・役割をきちんと確保しつつ、保護者と保育所が直接向き合うような関係を基本とする仕組みを検討することが考えられる。
- 見直しに当たっては、市町村が引き続き負うべき責任・役割として、保育の供給体制の整備やその質の向上を図るとともに、障害児や母子家庭などへの適切な配慮を前提としつつ、保育所利用の必要性や優先度の判断などに関する新たな仕組み（要保育認定）を導入し、その実施に当たることが必要
- 加えて、特別な配慮を必要とする家庭が増加している状況も踏まえ、地域内の適切な社会資源を適切に活用しながら、いわゆるケース・マネジメント機能をより一層強化するなど、新たな状況への対応を進めていくことが必要
- なお、諸外国で導入されたような自由価格制の下で追加的な差額負担が家計に生じるバウチャー制度を導入することは、低所得者の利用が事実上排除・抑制される等の懸念があり、慎重に考えるべき。

### (待機児童の解消・多様な保育ニーズへの対応)

- 保育については、待機児童の解消に向け、さらにその充実を図ることが必要。また、多様な保育ニーズを踏まえ、延長保育や病児保育などについて、子どもの育ちに十分配慮しながら必要なサービスを確保することが必要
- 認可外保育所の中には、東京都の認証保育所など、地方公共団体においてその独自の判断によって補助が行われているケースもあり、保育計画（待機児童解消計画）を策定することとなる市町村においては、待機児童の解消に向けた緊急の取組として、市町村が地域の実情に応じ必要と判断した保育サービスについて、これを保育計画に組み込んでいくことが適当

- 認可保育所の利用者負担については、地方公共団体の上乗せ軽減措置もあって、認可外施設や幼稚園の利用者負担との比較、在宅育児家庭とのバランスといった観点から低いとの指摘もあり、待機児童解消に向けた効率的な資源配分の観点から、必要に応じ見直しを行うことを検討すべき。あわせて、現行の保育所利用の見直しに際しては、負担能力に応じ7段階にも細かく区分されている利用者負担区分の簡素化を図るべき。

(運営の効率化)

- 公営・私営の保育所は、それぞれが他方になく長所を有しているが、「民でできることは民で」という官民の役割分担の観点を踏まえ、今後とも公設民営形式の推進や公営保育所の民営化などを進めていくことが適当

(保育の質の確保)

- 家庭の子育て力が低下している中で、今後とも施設長や保育士の資質の向上を通じて保育の質を確保・向上を図るとともに、ソーシャルワーク能力など専門性を高めていくことが必要。さらに、認可外保育所の認可への移行、第三者評価の推進などが必要

(地域社会における保育所の役割)

- 保育所は、子育てについて高度な専門的ノウハウを有し、保育が必要な子どもに対するサービスのみならず、地域における子育て拠点として、重要な役割を果たすことを期待。地域や子育て家庭に身近で親しまれる存在となり、地域の子育てを共に支え、助ける子育てのひろばとして、地域に開かれた存在となっていくことが必要

(保育と育児休業の関係)

- 育児休業制度と保育制度とは、相互に関連する施策であり、両者を総合的に捉え、整合性の取れた取組へと変えていくことが必要。例えば、1歳児保育の受け入れの推進を図ることにより、育児休業取得後に確実に保育所を利用できるようにしたり、育児休業制度においても、取得期間について子どもが1歳に達するまでとされている取扱を弾力化するなどの見直しを行うことを期待

(幼稚園との連携)

- いわゆる骨太方針2003でその設置を検討することとされた総合施設については、今度、子どもの幸せを第一に考え、保育所と幼稚園それぞれの役割と機能の発揮を基本としつつ、共用施設や合同保育の実施状況も評価しながら、その具体的な姿について検討が進められるべき。
  - なお、保育所等の就学前の子どもの育ちを支える施設については、次世代育成という点で中核的な役割を果たすことを期待されていることを踏まえ、その費用については、施設ごとの機能・役割に応じた形で、公的支援を行っていくことを基本に考えるべき。
  - 保育所運営費について、その公的支援のすべてを市町村が負う、いわゆる一般財源化等に関する議論については、
    - ア) 次世代育成支援は、国の基本施策であり、国としてどのように具体的に取り組むのか、
    - イ) 地方公共団体の財政状況等によって取組に格差が生じるおそれがあり、特に、過疎地域においては、一般的に担税力が弱く、仮に税源移譲等がなされた場合でも、十分な財源保障がなされないことにより現在の保育サービスの水準が維持できないおそれがあるなどの課題があり、慎重な検討が必要
- むしろ、介護保険制度のように、国と地方公共団体を含め国民皆で支える中で地方分権を進めるという考え方についても選択肢として検討すべき。